

震災救援所ペット対応てびき

発災時、杉並区では原則、ペット同行避難です。



自宅に危険が迫った住民が、ペットを連れて震災救援所（以下救援所）に避難することが想定されます。



この「てびき」は、杉並区地域防災計画および震災救援所運営管理標準マニュアルに基づき、同行避難に関わる事故やトラブルを防ぐため、救援所の初動対応や、飼い主が救援所でペットを飼育する際に必要な手順などをまとめたものです。

救援所におけるペットの受け入れ体制の整備や、発災時の緊急対応ガイドとしてご活用ください。

救援所の初動対応



ペット同行避難者への指示



1. 事故やトラブルを防ぐため、**一般避難者から離れて待機**する。
→校庭で、繋ぎとめられるフェンスや遊具がある場所など。
2. ペットが人を**噛んだり、逃げたりしないよう十分注意**する。
3. 飼い主が待機場所を離れる際には、ペットを見守る人を残す。
4. ペットは**一般避難者のスペースには入れない**
(ペットの飼育場所は、一段落した後に伝える)。

盲導犬・介助犬・聴導犬は、【身体障害者補助犬法】により、公共施設などへの同伴が認められており、同室避難となります。

作成：杉並どうぶつ相談員（杉並区動物適正飼養普及員）
発行：杉並保健所生活衛生課

救援所では、飼い主がペットの世話をします。「ペットの飼育ルール」(裏表紙)を守り、救援所の指示の下、飼い主同士で協力して飼育管理をしてください。動物が苦手な避難者に配慮し、ペットをめぐるトラブルが起きないようにしましょう。

※救援所には、ケージやペット用品、餌、水などはありません。飼い主が用意するか、飼い主同士で融通してください。

避難者の受け入れが一段落した後、**飼い主の皆さんで飼育場所を設営**します。以下の手順を参考にしてください。

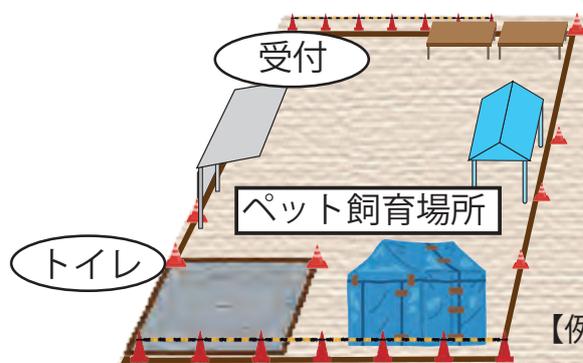


1. 救援所が指定した場所にペットの飼育場所を設営します。

※設営に必要な資材 (P.3) を救援所から受け取ってください。

ポイント

- ・屋外などで雨よけが必要な場合は、テントやブルーシートなどを設置する。
- ・区画線などを設置し、「飼育場所」や「ペット用トイレ」の表示を掲示する。
- ・机や椅子などを置き、ペットの登録受付場所とする。
- ・事故防止のため、飼い主以外は立入禁止であることを明示する。



【例】屋外飼育場所イメージ図

2. 「飼い主の会」を立ち上げ、人数に合わせて責任者(会長・副会長など)を選出してください。

※責任者は救援所との連絡、調整などの窓口となります。

3. 「飼い主の会」で、ペットの登録受付を行います。

ポイント

- ・受け入れは犬、猫、小動物を対象とする。危険な動物は受け入れられない。
- ・飼い主に、「ペット登録受付票」(P.4)の必要事項を記入してもらう。
- ・飼い主に、「ペットの飼育ルール」(裏表紙)を説明し、同意を得る。
- ・ペットの名前、登録番号などを記した名札をケージやキャリーに貼ってもらい、ペットの世話をする際に必要となる名札の控えを飼い主に渡す。
- ・必ず登録受付票に入所日、退所日、移動先の記録を残す。



なぜ同行避難？

一人でも多くの命を守るためです！

過去の災害では、ペットがいるため避難できずに亡くなられたり、車中泊をしてエコノミークラス症候群で亡くなられた方々がいらっしゃいました。

また、ペットが野放しになると、人への安全や衛生面の問題が生じます。

救済所においては、事故やトラブル、混乱を避け、ペット同行避難者を円滑に受け入れられるよう、受け入れ条件や管理方法、必要な資材などを平時から検討、確認くださいますようお願いいたします。救済所で受け入れ可能な動物は犬、猫、小動物です。

以下を参考に、ご検討ください。

1. ペットの飼育場所を決めてください。

<望ましい場所>

- ・ 鳴き声や臭いがトラブルにならないように、人の居場所から距離を置き、一般避難者との動線がなるべく交わらない場所
- ・ 雨風や直射日光を防げる場所 (→ピロティや自転車置き場など)



(校庭なら、犬を繋ぎとめるフェンスや遊具、サッカーゴールなどを利用)

※原則は屋外飼育ですが、天候等の状況により外での飼育が危険な場合は屋内に避難する可能性があります。万が一に備え、玄関などペットが避難できる屋内スペースも決めておきましょう。

2. 飼育場所を設営する資材を確認し、ペットの飼い主に提供してください。

※学校の備品を活用してください。

- ・ 区画分け：三角コーン、コーンバー、ロープ、掲出用看板など
- ・ 風雨対策：集会用テント、ブルーシート (飼育場所が屋外の場合)
- ・ 受付：机、椅子、ペット登録受付票、筆記用具



※「ペット登録受付票」(裏面)をコピーし、「避難者登録カード」と共に保管してください。

3. 救済所として飼い主に伝達すべきことを協議してください。

救済所では、飼い主が「ペットの飼育ルール」(裏表紙)に基づいてペットの飼育管理をします。救済所内に掲示し、周知してください。



4. ペットの同行避難訓練を行いましょう。

実際に訓練を行うことにより、災害時に必要な対応や資材が明確になります。

震災救援所ペット登録受付票

NO.

※複数のペットがいる場合は一枚に一匹ずつ記入してください

入所	年 月 日	退所	年 月 日
移動	年 月 日	移動先	
飼い主	氏名（フリガナ）		避難している教室等 避難者登録 No.
	住所		連絡先（携帯番号など）
ペット	呼び名	性別 オス・メス	不妊・去勢 済・未・不明
	種別 犬・猫・その他（ ）	飼育保管場所	
	特徴（品種、毛色など見てわかること）		
	特記事項（持病・疾病・アレルギー・攻撃性の有無など）		
	健康管理等	混合ワクチン 済・未・不明	ノミ・ダニの駆除・予防 済・未・不明
	[犬] フィラリア予防 済・未・不明	[犬] 鑑札 有・無	[犬] 狂犬病予防注射済票 有・無

確認事項：以下をお読みいただき、同意のチェックをご記入ください。

- 飼い主の会に参加し、飼い主同士協力してペットを飼育・管理します。
- 「ペット飼育ルール」を守ります。 ※守れない場合は、退所いただく場合もあります。

名札（ケージ装着用）

震災救援所	
ペット登録 NO.	
ペット呼び名	
飼い主氏名	
飼い主のいる 教室等	
特記事項	

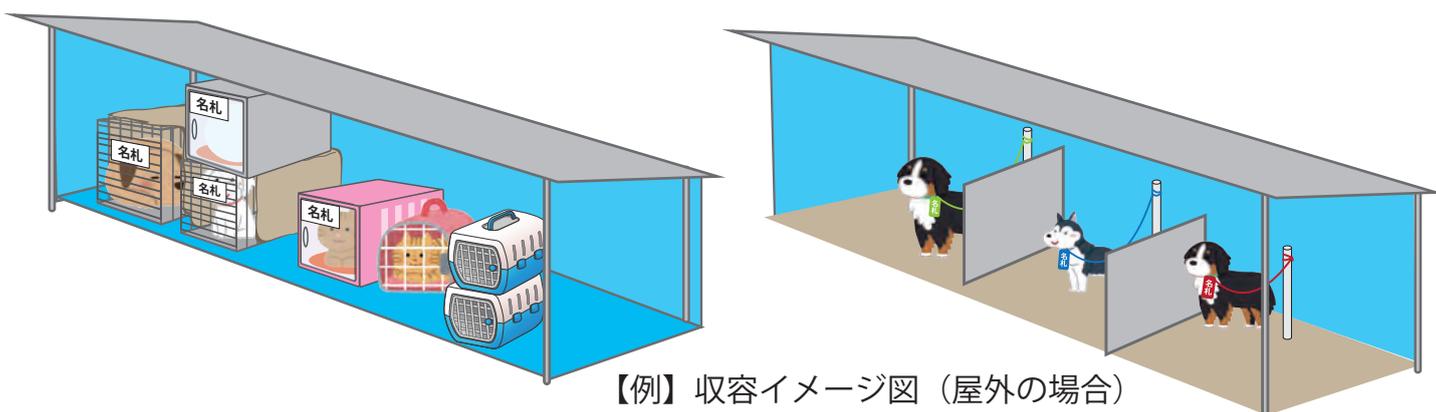
名札（飼い主控え用）

震災救援所	
ペット登録 NO.	
ペット呼び名	
飼い主氏名	
※ペットの世話・連れ出す際は必ず携行してください	

4. 飼い主は、「飼い主の会」の責任者の指示に従って、犬、猫、小動物をペットの飼育場所に収容します。

ポイント

- 動物の種類、性質ごとに分けて収容する。
- 屋外では、気候や温度、通風、直射日光を考慮する。
- ペットのストレス軽減、鳴き声防止のためにケージを段ボールやタオル、毛布などで囲んだり、仕切りをつけて他の動物が見えないようにする。
- 犬は首輪が抜けないように注意し、リードはしっかり繋ぎとめる。
- 猫は給餌やケージに移す際など、脱走に十分注意する。
- 飼い主以外の人近づくとおもわぬ事故も考えられるため、掲示物などで注意を喚起する。



【例】収容イメージ図（屋外の場合）

5. 「飼い主の会」の皆さんで協力して飼育管理を行ってください。

咬傷事故や脱走を防ぐため、ペットの給餌、給水、餌の片づけ、ケージ内の汚物処理や掃除、散歩などは、必ず飼い主が行ってください。

屋外で猫や小動物が脱走した場合、捕獲は至難です。

以下は、役割を分担し、ローテーションを組むなどして行う作業の例です。

- 飼育場所全体と周辺区域の掃除、消毒
- ペット共同トイレの掃除、汚物の処理
- 救援所の指示に従い、フードや資材など救援物資の搬入、仕分け、配分



人と同様、ペットにとっても救援所での生活はストレスが大きく過酷です。被害が軽かった家に一時的に置かせてもらうことも検討しましょう。



飼い主不明のペットについて

救援所には、飼い主不明の迷子ペットが届けられる可能性があります。飼い主不明動物は東京都が収容しますが、移送まで時間がかかる場合は、救援所とも協議し、「飼い主の会」で世話をするか、預けられる人がいるかを話し合ってください。飼い主との再会のためには、地域に留め置くことがベストです。

「ペット登録受付票」に、動物種や品種、移動先など記録を残してください。



震災救援所 ペット飼育ルール（例）

救援所では人が優先されます。人と動物が安心して過ごせるようルールを守ってください。

ペットの飼育、管理は飼い主自身が責任を持って行います。

一般避難者との距離をおき、ペットによる苦情、危害防止に努めましょう。

1. 救援所に同行できるペットは、犬、猫、小動物です。
2. ペットは決められた飼育場所で、ケージなどに入れるか支柱に繋ぎとめるかして飼育します。
3. ペットの飼育については、定時の給餌、後片付けを徹底し、ペットの体やケージ、飼育場所を清潔に保ち、周囲に影響を及ぼさないようにしましょう。
4. 排泄は、特定の場所でさせ、きちんと後始末を行いましょう。
5. 散歩は敷地外または敷地内の指定された場所で行ってください。リードは短く持ち、噛みつきなどのトラブルを防止してください。
6. ペットの飼育に必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行い、持病や負傷などでペットの世話ができない飼い主がいたら、助け合いましょう。
7. ペットの飼育に必要な資材（ケージ、その他の用具）と餌や水は飼い主が用意するか、飼い主同士で融通してください。
8. ペットのケガや病気の治療は、最寄りの動物病院を受診してください。
9. 一時的に親戚や知人にペットを預けるなどの方法も検討しまししょう。
10. 苦情が寄せられた場合には、飼い主が責任を持って対応してください。

関連機関連絡先

- ・ 杉並保健所生活衛生課 杉並区荻窪 5-20-1 3391-1991
- ・ 東京都動物愛護相談センター（本所） 世田谷区八幡山 2-9-11 3302-3507

負傷動物救護所（常設ではありません。獣医師が巡回して診療します）

※震災時、杉並区は獣医師会と協力し「負傷動物救護所」を5か所開設します。

- ・ 東田中学校 成田東 3-19-17 ・ 井草中学校 上井草 3-20-11
- ・ 高井戸第二小学校 久我山 4-49-1 ・ 杉森中学校 阿佐谷北 5-45-24
- ・ 杉並和泉学園 和泉 2-17-14